

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第3条関係)
- 2 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。(附則関係)